

1 権利関係及び法律関係の整理

(1) 相続関係人

甲：被相続人 女性 夫とは死別。娘（乙）の息子（丙）と養子縁組している。

乙：相続人 女性 夫とは離婚。甲の娘。

丙：相続人 男性 乙の息子。甲の養子である。独身で、乙と同居している。

(2) 信託関係人

甲：信託委託者兼当初受益者

乙：信託受託者

(3) 甲・乙間の不動産管理処分信託契約（以下「契約」と表示）等

○不動産管理処分信託契約締結日 平成 20 年 10 月〇日

●不動産管理処分信託の変更に関する合意書 平成 25 年 5 月〇日

(4) 契約の主要条文の抜粋

第 1 条（信託目的）

甲は、別紙 1 信託財産目録記載の土地及び建物（以下総称して「信託不動産」という）を乙に信託し、乙はこれを引受けた。

この信託の目的は、信託不動産を甲の生涯を通じて甲にとって必要となる安定した生活・介護・療養の資金及び費用の調達のため、担保に供すること、管理運用すること（信託建物の取壊しや建替えにより新たな信託財産として建物を取得することを含む）、権利調整すること、又は処分すること（信託不動産の買換えにより新たに信託財産として信託不動産を取得することを含む）である。

第 2 条（信託期間）

この信託の契約期間は信託契約締結の日から平成 40 年 12 月 31 日までとする。

第 3 条（受益者）

1 この信託の受益者は甲とする。

2 第 2 条の期間満了前に甲が死亡した場合は、甲の受益権は甲の法定相続人に法定相続分に応じて分割帰属するものとする。

第 5 条（金銭の信託）

1 甲は、第 1 条の信託目的を達成するために要する費用に充当する金銭を、乙の同意を得てこの信託に追加することができる。

2 乙は、前項により受託した金銭を信託不動産の維持・保全・修繕及び改良に要する費用に充当することができる。

第 6 条（資金の借入）

乙は第 1 条の信託目的を達成するため、乙が必要と認める資金を信託財産及び

甲の負担において借り入れることができる。

第 19 条（信託契約の解除）

- 2 甲及び乙は、乙の責めに帰すことのできない事由により、信託目的の達成が不可能（第 3 条第 2 項に該当する場合を含む）又は著しく困難となったと判断したときは、この信託契約を解除できる。

（5）不動産管理処分信託契約の変更に関する同意書（（3）●）の内容

1 第 1 条に次の文言を追加

「担保に供して借入を行い新たに信託財産として不動産を購入すること」

2 第 5 条に次の文言を追加

「乙は、信託財産たる金銭及び信託財産たる不動産を担保に供して借り入れた金銭をもって、新たに信託財産として信託不動産を取得することができる。」

（6）その他の行為

- ① 根抵当権設定 甲（債務者） 平成 7 年 5 月〇日 （根抵当権者：□□信用金庫）
- ② 同根抵当権変更（原因 平成 22 年 10 月〇日債務者変更）
信託受託者乙を債務者に追加 平成 22 年 10 月〇日
- ③ 同根抵当権変更（原因 平成 30 年 3 月〇日甲相続）
債務者 乙 丙 信託受託者乙 平成 30 年 12 月〇日
- ④ 同根抵当権変更（原因 債務者及び債権の範囲変更） 平成 30 年 12 月〇日
債権の範囲 乙につき 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 平成 30 年 3 月
〇日相続による乙の相続債務のうち変更前根抵当権の
被担保債権の範囲に属するものにかかる債権
丙につき 信用金庫取引 手形債権 小切手債権
債務者 変更前 乙 丙 乙（信託受託者） 変更後 乙 丙
- ⑤ 信託登記抹消（原因 信託財産引継 平成 30 年 12 月〇日）
同日所有権移転 信託受託者乙→所有者乙
- ⑥ 遺産分割協議書の作成 平成 30 年 12 月〇日 当事者：乙及び丙
「不動産信託目録の受益者及び委託者については、乙がその地位を相続する」旨
を明記

- ⑦ 免責的債務引受契約締結 平成 30 年 12 月○日 (相手方:債権者□□信用金庫)
新債務者兼債務引受人 乙
旧債務者 信託受託者乙
担保提供者 乙 連帯保証人 丙
- ⑧ 根抵当権変更契約締結 平成 30 年 12 月○日(相手方:根抵当権者□□信用金庫)
内容は上記「④同根抵当権変更(原因 債務者及び債務の範囲変更)」のとおり

2 問題点の整理

- (1) 利益相反 信託受託者乙の信託財産と乙の固有の財産の間の利害相反関係
- 乙は、信託財産に設定されている根抵当権を担保として、固有の借入(相続税支払資金の借入)を行うことはできない。(信託法第 31 条 1 項 4 号)
- ただし、受益者の承諾を得れば、容認されるので、甲の受益権を相続により新受益者に移転した後、新受益者が認めれば利益相反は解消される。また、信託が解除されて信託財産が相続人の固有財産になった場合も同様になる。

【信託法第 31 条 1 項 4 号】 受託者は次に掲げる行為をしてはならない。

信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

●上記の利益相反が容認される規定が同条 2 項に列挙されている。

【同条 2 項 2 号 3 号】

- 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承諾を得たとき。
- 三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

(2) 信託の終了の判断

- 契約の 19 条 2 項及び 3 条 2 項をも見合わせて、信託は終了できると判断された。
- ・ 3 条 2 項の規定により、甲の受益権は死亡と同時に乙・丙へ移転する。
 - ・ その後、19 条 2 項の規定により受託者乙の判断で信託を解除できる。

【信託法第 163 条(信託の終了事由)】

信託は、次条の規定によるほか、次の掲げる場合に終了する。

- 1 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

2 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき。
(以下略)

(3) 相続と信託の関係

① 根抵当権の元本確定について（民法398条の8第2項第4項）

結論：平成22年10月○日付にて、債務者に信託受託者乙が追加されており、甲が死亡（相続発生）した後も、乙名義の債務が存する以上、元本確定はしないと考えられる。（信託受託者乙への証書貸付が実行されていること、甲の債務についても信託受託者乙が免責的債務引受けを行っている事実がある。）

【民法 第398条の8】

① 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

② 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

③ 第398条の4第2項の規定は、前2項の合意をする場合について準用する。

④ 第1項及び第2項の合意について相続の開始後6箇月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなす。

② 根抵当権の変更（債務者名義、債務の範囲）による承継

結論：平成30年12月○日付にて乙及び丙により作成した遺産分割協議書に、信託の委託者兼受益者の地位を乙が相続する旨明記し、併せて、根抵当権の債務者名義を相続により、甲及び信託受託者乙から乙及び丙に変更し、さらに乙の債務の範囲に旧信託受託者の債務が含まれることを付記し、結果として根抵当権を承継した。（同日付にて、免責的債務引受契約証書を作成した。）

③ 乙による信託の終了（信託登記の抹消 信託財産引受により乙へ所有権移転）
契約の19条2項により、信託を解除、終了した。

④ 乙及び丙による相続税支払い資金の借入実行

乙及び丙を新債務者とする根抵当権を担保に、相続税支払資金の借入が実行された。